



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2016年3月18日

ケニアシリーズ（10）
～ケニアにおける知的財産～

1. ケニアにおける知的財産

本稿では、ケニアにおける特許権、商標権、著作権等知的財産に関する法律の状況を簡単に概観し、特に商標および特許の登録に関して記載する。

2. 憲法上の基本的権利

2010年の新憲法では、財産権を基本的権利として保証している第40条により、ケニアにおける知的財産権の保護が確保されている。これまでの憲法の下では、財産権は第70条および75条でも保護されていたが、これは一般的な有形財産権に限定されていた。新憲法第260条では、財産を、知的財産を含む形で定義しており、これによりケニアにおける知的財産保護が大きく変化している¹。さらに、第40条(5)では国に対し「ケニア国民の知的財産を支持し、推進し、保護する」としている。また第11条により、議会は、固有種の植物および種子の所有権保護について立法し、文化および文化遺産の利用にあたって共同体がロイヤルティもしくは報酬を必ず受け取れるようにする。このために文化省は、2014年 THE NATIONAL CULTURE BILL²を作成した。

3. 条約

ケニアは1971年にWIPOに加入³しており、マドリッド協定議定書（1998年より）およびベルヌ条約（1993年より）⁴など、多くの重要なWIPO条約にも参加している。

4. 知的財産に関する法制度

(1) 2001年著作権法（CAP130）⁵

この法律では、文学作品、音楽作品、芸術作品、視聴覚作品、音声記録および放送⁶における著作権の付与について定めている。日本と同様、無方式主義をとる。著作者がケニア市民もし

¹ <https://ipkenya.wordpress.com/2011/01/09/constitutional-protection-of-intellectual-property-in-kenya/>

² <https://ipkenya.files.wordpress.com/2015/01/zero-draft-national-culture-legislation.docx>

³ http://www.wipo.int/members/en/details.jsp?country_id=88

⁴ http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?country_id=88C

⁵ケニアの著作権法は、イギリス法に起源を有する。イギリスの植民地であったケニアでは、1963年にイギリスから独立した後も英国著作権法が適用されていた。最初のケニア独自の法律は、1966年著作権法である。現在適用されているのは、2001年著作権法であり、同法は、2001年12月31日に制定され、2003年2月1日に施行された（<http://www.cric.or.jp/db/world/kenya.html> 参照）。詳しい法文は、同サイトに記載されている。但し、2012年以降についてはアップデートされていないので注意を要する。

⁶ Copyright Act, Section 22(1)

くはケニア在住であるなら、適格な作品の著作者には著作権が与えられる⁷。著作権保護の期間は作品の種類によって異なるが、文学作品、芸術作品もしくは音楽作品に関しては著作者の死後 50 年間である⁸。

(2) 2001 年産業財産権法 (CAP509)

産業財産権法は、特許、実用新案、意匠などについて定める。同法により、ケニア工業所有権機関 (KIPI) も設立された。特許に関しては、同法第 22 条で、発明が技術分野における特定の問題の解決である場合⁹、それが「新規で、進歩性の要件を満たし、産業上の利用可能がある場合」に特許による保護の対象となると定めている。出願手続については同法第 V 部で定めている。特許が与えられた場合、特許保有者は他の者が下記を行うことを禁止する権利を有する。

- (a) 物に関しては「物を生産し、輸入し、販売の申出、販売し、使用すること、または当該物を、製品を販売の申込、販売または使用することを目的として保管すること」
- (b) 方法に関しては「方法を利用すること、または方法により直接得られた物に関して(a)に記載の行為のいずれかを行うこと」¹⁰

特許は出願日から 20 年で満了となる。特許もしくは出願を維持するために、毎年、出願日と同じ日付を期限として支払う年金を支払う必要がある。

ア) ケニアでの特許出願

ケニアは WIPO が管理する特許協力条約の加盟国である。従って外国から国際出願をすることによりケニアでの特許を取ることが可能である。

さらに、ケニアはジンバブエのハラレにある、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)の加盟国である。ARIPO 加盟国は Botswana, The Gambia, Ghana, Kenya, Lesotho, Malawi, Mozambique, Namibia, Sierra Leone, Liberia, Rwanda, São Tomé and Príncipe, Somalia, Sudan, Swaziland, Tanzania, Uganda, Zambia and Zimbabwe の 19 カ国¹¹である。ケニアでの特許をこれら諸国で保護してもらいたいと考えることもあるだろうし、また、同じ発明を商業的に実施することも考えられる。その場合、ARIPO を利用して、KIPI を介し一度に全加盟国での特許を得ることができる¹²。

ただし、ケニア居住者の場合、産業財産権法第 28 条により、ケニア国外で特許出願することはできない。当局の許可や 6 週間前までにケニア国内で出願することなどの場合に例外的に外国での出願を認められている。優先権については、パリ条約による優先権主張が認められている。但し、WIPO の国際事務局や出願国の外国機関の証明書当局に提出する必要がある可能性がある¹³。

イ) ケニアでの特許出願手順

特許出願は KIPI が管理している。KIPI に提出する必要がある各種の様式および料金は、下記のウェブサイトに掲載されている。

⁷ Copyright Act, Section 22(1)

⁸ Copyright Act, Section 22(2)

⁹ Industrial Property Act, Section 21

¹⁰ Industrial Property Act, Section 54(1)

¹¹ <http://www.aripo.org/about-aripo/membership-member-states>

¹² <http://www.kipi.go.ke/index.php/international-patent-applications>

¹³ Industrial Property Act, Section 37

<http://www.kipi.go.ke/index.php/patent-forms>
http://www.kipi.go.ke/images/forms/patent_forms/fees.pdf

以下はケニアでの特許出願の基本的な手順である。

ステップ 1 : 出願

以下の内容を記載した出願書類を **KIPI** の長官（以下「長官」とする）に提出する¹⁴。出願人の通常の居住地もしくは事業の主たる所在地がケニア国外である場合、出願人は、代理人に代表してもらう必要があり、代理人は、**KIPI** で業務を行うことを認められているケニア市民であることが要求されている¹⁵。

- 1) 願書（様式 IP3）¹⁶
- 2) 明細書本文
- 3) 1 または複数の請求項
- 4) 1 または複数の図面(必要な場合)ならびに
- 5) 要約（求められている保護の範囲を解釈する際、要約の内容は考慮に入れない。これは技術情報のためにのみ記載されるもので、検索のために用いられる。）¹⁷

出願は、必要に応じて訂正および分割できることに注意（ただし、出願に記載されていた範囲に限定される）¹⁸。

原則として出願日は出願の受領日であるが、この場合少なくとも出願人の氏名、説明および請求項が記載されていることが必要である¹⁹。長官が免除しない限り、料金を支払う必要がある。

ステップ 2 : 出願の正確性についての審査

出願は、産業財産権法等の要件該当性、長官の指示の遵守、料金が支払済みであるかどうか等について審査を受ける。不備があれば、出願人は不備の是正する必要がある。これをおこなわない場合、出願は拒絶される²⁰。

ステップ 3 : 出願の公告

出願日または主張される優先日から 18 か月の期間の満了後できるだけ早く、特許出願はケニア官報ないし **KIPI** が発行する機関誌に公告される²¹。

ステップ 4 実体審査

出願がステップ 2 を通過した場合、出願人はこれを通知され、出願の実体審査のために様式

¹⁴ Industrial Property Act, Section 34

¹⁵ Industrial Property Act, Section 34(2)

¹⁶ <http://www.kipi.go.ke/index.php/how-to-apply-for-a-patent>

¹⁷ Industrial Property Act, Section 34(7) and <http://www.kipi.go.ke/index.php/how-to-apply-for-a-patent>

¹⁸ Industrial Property Act, Section 36

¹⁹ Industrial Property Act, Section 41(1)

²⁰ Industrial Property Act, Section 41(7)-(8)

²¹ Industrial Property Act, Section 42

IP8 による請求を提出する必要がある。当該発明が特許の保護を受けられるかどうか、指定された明細書および請求項が産業財産権法に沿うものか等の審査がされる。出願日から 3 年以内に出願人から審査請求がなされない場合、当該出願は放棄されたと考えられる²²。

出願人は、長官が特許の付与を拒絶した場合を含め、長官の様々な決定に関して産業財産権裁判所に不服を申し立てる権利を有する²³。

ステップ 5 特許の付与

出願がステップ 4 を通過した場合、特許が付与される。特許付与の証明書が発行され、ケニア官報もしくは KIPi が発行する機関誌に発表される²⁴。また、特許登録簿にも登録される²⁵。

(3) 2007 年商標法 (CH506)

商標法は、ケニアにおける商標登録手続について定めている。商標を登録および更新するための要件および手続²⁶及び登録商標の侵害について²⁷規定する。商標登録の種類は二つある。A 部²⁸は他と明確に識別できる程度の商標、B 部は商品の識別が可能な商標である²⁹。商標権は 10 年間継続し、更新することができる³⁰。

第 12 条から 19 条では、商標についての登録の審査基準を定めている。同じ商品に関して以前に登録された商標に同一ないし類似している商標は登録されない (第 15 条)。商標登録の出願手続については以下の通りである。

ア) ケニアにおける商標の登録

ケニアでは、日本とは異なり、商標の所有権について最初の出願人ではなく最初の使用者を優先する制度に従っている。しかし、商標法の下で商標を登録する方が確実に有利であるので登録することをお薦めする。なぜなら、商標権の証拠ができ、第三者への対抗が容易になるからである。なお、商標法第 5 条では、未登録の商標の侵害については一般的に訴訟できず、例外的に詐称通用の不法行為に基づいて訴訟を起こす権利あることを記載している。

ケニアはマドリッド協定議定書の加盟国でもある。そこで、WIPO を介してケニアでの商標登録を行うことができる。

イ) ケニアにおける商標登録出願手順

商標の登録は KIPi が管理している。商標登録官に提出する必要がある各種の書式および料金 (商標規則に定める通り) は、下記の KIPi ウェブサイトに掲載されている。

<http://www.kipi.go.ke/index.php/trademark-forms> および

<http://www.kipi.go.ke/images/forms/trademark>

²² Industrial Property Act, Section 44(2)-(3) and <http://www.kipi.go.ke/index.php/substantive-exam>

²³ Industrial Property Act, Section 47

²⁴ Industrial Property Act, Section 45 and <http://www.kipi.go.ke/index.php/grant-of-a-patent>

²⁵ Industrial Property Act, Section 46

²⁶ Trade marks Act, Sections 20-24

²⁷ Trade marks Act, Sections 7-8

²⁸ Trade Marks Act, Section 12

²⁹ Trade Marks Act, Section 13

³⁰ Trade Marks Act, Section 23

[forms/trade%20mark%20fees%20local%20and%20foreign.pdf](#)

以下は、ケニアで商標を出願するための基本的な手順である。

ステップ 1) 先行商標調査³¹

法律で求められてはいないが、通常は、予備調査を実施して商標が使用できるかどうか、ならびにその使用により第三者の権利が侵害されないことを調査することができる。予備調査を申請するには、様式 TM27 を提出する。

ステップ 2) 出願³²

商標登録を出願するには、所有者(外国人の場合には代理人)は、様式 TM2 ならびに様式 TM32(送達用住所に関して)を提出する。さらに、KIPI ウェブサイトによれば、外国人は代理人経由で出願する必要があるため、そのため、認可様式、様式 TM1 もしくは適切に作成された委任状も提出する。商標法第 63 条 3 項によれば、この代理人はケニア市民かつケニア地方裁判所の弁護士であるか、または産業財産権法により代理人として業務を行うことを認められている必要がある。該当する料金も支払わなければならない。

ステップ 3) 審査³³

審査官は 3 つの部分に分かれた審査を行う。

- 方式審査： 出願書類および料金が適切であることを確認する。
- 調査： 類似商標がすでに登録されているかどうかを審査し、登録されていた場合にはこの出願はこれを根拠に拒絶される。
- 実体審査： 明確に他と識別できるかどうかなど、法に定める登録審査基準を用いて出願を評価する。

ステップ 4) 公告および異議申立ての機会³⁴

審査官が商標登録出願を拒絶する理由が無いと判断した場合、当該商標は KIPI が刊行する機関誌ないしケニア官報に公告される。

利害関係者は、公告の日から 60 日の間に、異議申立書を提出することにより商標登録に対して異議を申し立てることができる。異議の申立てがあった場合、両当事者はそれぞれの主張の裏付けとなる証拠を提出し、口頭期日において反対弁論をすることができる。その後、登録官が拘束力ある判断を下すことになる。この判断に対する審判請求は地方裁判所に対して行うことができる。

ステップ 5) 登録³⁵

公告から 60 日以内に異議の申立てがない場合、及び、異議申立手続きにつき出願人に有利な判

³¹ <http://www.kipi.go.ke/index.php/trademark-registration-procedure>

³² Trade Marks Act, Section 20 and <http://www.kipi.go.ke/index.php/trademark-registration-procedure>

³³ Trade Marks Act, Section 20 and <http://www.kipi.go.ke/index.php/examination>

³⁴ Trade Marks Act, Section 21 and <http://www.kipi.go.ke/index.php/advertisement>

³⁵ Trade Marks Act, Section 22 and <http://www.kipi.go.ke/index.php/advertisement>

断が出た場合、当該商標は登録される。KIPIは登録証を発行し、当該商標は商標登録される。

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロザンナ ブレークリ